

豊島区公共施設予約システム (屋内スポーツ施設 競技場) 利用案内

1

予約システム利用のための登録

予約システムを利用するためには、事前の団体登録または個人登録が必要です。

- 登録申請は、豊島体育館、巣鴨体育館、雑司が谷体育館、南長崎スポーツセンターで受け付けます。
- 団体登録 … 抽選申込・一般予約が可能
- 個人登録 … 一般予約が可能

2

抽選予約の申込

★ 利用したい月の2か月前の1日から10日まで

「豊島区公共施設予約システム」にアクセスし、抽選申込をします。

- 1か月の抽選申込数には制限があります。

3

抽選結果の確認、確定へ

★ 利用したい月の2か月前の11日から20日まで

抽選結果を予約システムで確認し、当選していたら期間中に施設利用料金を支払い、予約を確定させてください。

- 期間中に施設予約利用料金のお支払いがなかった場合は、当選が無効になります。

4

空き枠の申込

★ 利用したい月の2か月前の21日9:00から利用日の7日前まで

抽選確定期間後の空いている枠については、先着順で予約を申し込むことができます。

- 予約後、1週間以内に施設利用料金を支払うことにより、予約が確定します。
- 予約後、1週間以内に施設利用料金のお支払いがなかった場合は、予約が無効になります。
- 予約システムから予約が出来るのは、利用日の7日前までです。それ以降は、直接施設へお問い合わせください。

5

施設利用当日

施設の窓口にて、利用手続きをしてください。

1 団体登録要件

団体種別	登録要件	申請書類	申請受付場所
【競技場】 ・バスケットボール ・バレーボール ・卓球 ・バドミントン ・その他屋内スポーツ	構成員が <u>10名以上</u> 、かつ <u>半数以上</u> が豊島区に在住もしくは在勤であること	① 団体登録申請書 ② 登録者全員の本人確認書類 ③ 登録要件を満たす構成員分の在住・在勤を確認できる書類（在住の構成員は②と兼ねることが可能）	・豊島体育館 ・栄鴨体育館 ・雑司が谷体育館 ・南長崎スポーツセンター

- ・団体の代表者は18歳以上で区内在住もしくは在勤であること。
- ・未就学児は構成員として登録できません。
- ・同じ人が同じ団体種別の別のチームに重複して登録することはできません。
- ・1つの団体に対して、発行するIDは1つです。
- ・学生で構成する団体・サークル及び豊島区スポーツ協会並びに豊島区レクリエーション協会の加盟団体は登録できません。ただし、豊島区スポーツ協会の加盟団体・育成団体の青少年団体はこの限りではございません。
- ・団体登録の内容に変更等が生じたときは、「団体登録 変更／追加／削除届」を提出してください。
- ・団体種別が同じであれば、受付申請場所以外の施設でも予約可能です。
- ・登録は発行日より3年後の月末まで有効です。

2 登録申請について

登録申請書は、豊島区のホームページからもダウンロードできます。

【団体登録に必要な申請書類】

- 1 団体登録申請書（代表者・連絡者）
- 2 団体登録申請書（メンバー登録）
- 3 登録者全員の本人確認書類
- 4 登録要件を満たす構成員分の在住・在勤等を確認できる書類（在住の構成員は3と兼ねることが可能）

【在住、在勤を確認する書類】

<在住>

区内に在住していることが証明できる書類（名前と住所が記載されているもの）。

（例）運転免許証、マイナンバーカード（通知カード不可）、住民票（発行から3か月以内）等（学生証は除く）

- ※ 運転免許証、マイナンバーカードで在住を証明する場合は、そのコピーを提出してください。（住所の記載が裏面にある場合は、両面のコピーを用意してください。また、個人番号等は復元できない程度にマスキングを施して提示してください。）
- ※ 提出された書類は、確認後にお返しいたします。

<在勤>

区内に勤務していることが証明できる書類（名前と勤務地が記載されているもの）。

（例）在勤証明書（社印、証明者印があること）、社員証等（名刺のみでは受付できません）

- ※ 団体登録申請書とは別に必要となります。

3 抽選申込数

施設	抽選申込数	抽選最大当選数	1か月の予約上限数
屋内スポーツ施設 競技場	6コマ	4コマ	8コマ

4 問い合わせ先

豊島体育館 TEL 03-3973-1701	雑司が谷体育館 TEL 03-3590-1252
巣鴨体育館 TEL 03-3918-7101	南長崎スポーツセンター TEL 03-5988-9270
豊島区役所 生涯学習・スポーツ課スポーツ施設グループ TEL 03-4566-2766	